教育委員会教育長に青木由美子氏を任命

市議会3月定例会において、古川正之氏の退任に伴い、教育委員会教育長を市長が任命することについて同意の議決があり、4月1日付で青木由美子氏が教育長に任命されました。

青木由美子氏

任期は、令和7年9月30日までです。

〈教育総務課〉

個人情報保護制度が変わりました

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という）が改正され、4月1日から地方公共団体の個人情報保護制度に、全国的な共通ルールが適用されるため、市では小平市個人情報保護条例を廃止し、新たに小平市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定・施行しています。

個人情報保護制度の主な変更内容は以下のとおりです。なお、市の個人情報の保護に関する措置などの水準は、旧制度から変わりません。

▽安全管理措置

保有個人情報の漏えいなどの防止、その他の保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じます。

▽漏えいなどの報告

保有個人情報の漏えいなどがあった場合で、個人の権利利益を害するおそれが大きいものであるときは、国の個人情報保護委員会に報告します。

▽個人情報ファイル簿の作成および公表

1千人を超える対象者の個人情報を取り扱うなど、一定の条件を満たしている個人情報ファイルは、その利用目的や記録項目などを記載した個人情報ファイル簿を作成し、小平市ホームページなどで公表することになります。

▽開示請求など

保有個人情報の開示、訂正や利用停止の請求は、本人や法定代理人のほか任意代理人も行うことができます。開示請求の決定期限は、法では開示請求があった日（初日は含まない）から30日以内としていますが、市では旧制度と同じく14日以内としています。

※詳しくは、小平市ホームページをご覧ください。

問合せ　総務課☎042（346）9580

一般廃棄物処理基本計画を策定

循環型社会の形成を目指して、総合的かつ計画的な廃棄物処理事業を推進するため、令和5年度から10年間を計画期間とする一般廃棄物処理基本計画を策定しました。これまでの取り組みの成果や課題を整理し、新たに食品ロス削減推進計画を含みました。

基本計画は、問合せ先（リサイクルセンター）、市政資料コーナー（市役所1階）、東部・西部出張所、小平市ホームページでご覧になれます。なお、市政資料コーナー、東部・西部出張所では、1部7百円で販売もしています。

問合せ　資源循環課☎042（346）9535

小平市地域エネルギービジョンを見直しました

2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、2030年までの取り組みを加速化していく必要があることから、環境基本計画に含まれている小平市地域エネルギービジョンの見直しを行いました。現行計画での二酸化炭素排出量の削減目標は、2030年度までに30％削減でしたが、50％削減に目標を修正しました。家庭・業務部門での省エネの取り組みや再生エネルギー導入の働きかけをさらに加速させます。

※見直し版は、問合せ先（市役所4階）、市政資料コーナー（市役所1階）、東部・西部出張所、ふれあい下水道館で配布するほか、小平市ホームページでもご覧になれます。

問合せ　環境政策課☎042（346）9818

審議会などの日程

それぞれ傍聴できます。会議録は、後日、市政資料コーナー（市役所1階）または小平市ホームページでご覧になれます。

◆社会教育委員の会議

とき　4月13日（木）　午前9時30分から

ところ　市役所5階502会議室

定員　5人

申込み　当日、会場へ（申込み多数の場合は抽選）

問合せ　地域学習支援課☎042（346）9574

◆地域自立支援協議会全体会

とき　4月17日（月）　午後2時～4時

ところ　市役所6階大会議室

定員　10人

申込み　当日、午後2時20分から、会場で受付（先着順）

問合せ　障がい者支援課☎042（346）9540

◆教育委員会定例会

とき　4月20日（木）　午後2時から

ところ　市役所6階大会議室

定員　20人

申込み　当日、午後1時40分から、会場で受付（先着順）

問合せ　教育総務課☎042（346）9568

◆国民健康保険運営協議会

とき　4月26日（水）　午後1時15分から

ところ　中央公民館2階講座室2

定員　10人

申込み　当日、会場へ（先着順）

問合せ　保険年金課☎042（346）9529

文化財保護審議会委員決まる

文化財保護審議会委員が、次のとおり決まりました。委員は、文化財の保護に関して教育委員会の諮問に応じたり、意見を述べたり、調査研究をします。任期は、4月1日から令和7年3月までの2年間です。

▽石田武久、磯貝京子、勝木言一郎、加藤隆章、立川鉄六、鳥居恒夫、中野純、中村眞一、松井英輔、三野行徳（敬称略、五十音順）

問合せ　文化スポーツ課☎042（346）9501

審議会などの委員を募集

◆第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画検討委員会

令和5年度に第七期小平市障害福祉計画および第三期小平市障害児福祉計画を策定するため、市の障がい者施策について審議します。

応募資格　市内在住の18歳以上で、平日昼間の会議に出席できる方

※ほかの審議会などの公募委員は応募できません。

募集人数　6人

任期　5月～令和6年3月（会議は年4回程度開催）を予定

報酬　1万2千円（日額）

申込み　4月24日（月）まで（必着）に、「小平市の障がい者福祉についてのわたしの考えと応募動機」をテーマにした作文（8百字程度）に住所、氏名、性別、年齢、電話番号を記入のうえ、問合せ先へ（送付・ファクシミリ・電子メール可）

※選考委員会で決定し、結果を全員に通知します。なお、応募書類は返却しません。

問合せ　障がい者支援課（〒187―8701　健康福祉事務センター）☎042（346）9540、FAX042（346）9541、✉syogaisyashien@city.kodaira.lg.jp

◆こだいら観光まちづくり振興プラン検討委員会

令和6年度からの新たな指針となる振興プランの策定を審議します。

応募資格　次のすべてに該当する方

▽市内在住で18歳以上

▽市の観光まちづくりに関心がある

▽年4回程度、平日の日中に開催する会議に出席できる

※ほかの審議会などの公募委員は応募できません。

募集人数　6人

任期　6月～令和6年3月末（予定）

報酬　1万2千円（日額）

申込み　4月20日（木）まで（必着）に、「小平市の観光まちづくり振興についての私の考え」をテーマにした作文（8百字程度）に、住所、氏名、性別、年齢、職業、電話番号を記入のうえ、問合せ先へ（送付・ファクシミリ・電子メール可）

※委員は選考審査会で決定し、結果を全員に通知します。応募書類は返却しません。

問合せ　産業振興課（〒187―8701　小平市役所）☎042（346）9581、FAX042（346）9575、✉dd0043@city.kodaira.lg.jp

小平市立小学校 施設の建て替えなどを判断

小平市公共施設マネジメント推進計画に基づき、概ね10年後に目標耐用年数を迎える施設として、令和4年度は3校について、建て替えを行うか、継続して使用するか判断しました。

◆小平第九小学校

校舎の目標耐用年数到来年から20年程度継続して使用することとし、将来的には、小平第二小学校、学園東小学校との統合を検討します。その間、安全に使用するため、適切な時期に防水や外壁などの修繕を検討します。

◆小平第十四小学校

劣化が進んでおり、将来的な学校の統合の可能性が低いことなどから、建て替えを行うこととし、（仮称）地区交流センター（地域学習、コミュニティ機能）の複合化を検討します。

◆小平第十五小学校

将来的に児童数が減少する見込みであることや劣化が進んでいること、将来的に小平第六小学校との統合を検討することから、複合化はせず、学校単独で建て替えを行います。

◆今後の予定

建て替えを行う小平第十四小学校は令和5年度から令和7年度まで、小平第十五小学校は令和6年度から令和8年度までの基本計画策定に向けて、検討を始めます。十四小学童クラブ第一・第二、十五小学童クラブ第一・第二についても、基本計画の中で併せて検討します。

問合せ　公共施設マネジメント課☎042（346）9557

通学路の安全確保にご協力を

4月は、小学校で新一年生を迎える時期です。登下校に不慣れな子どもたちのために、車や自転車を運転する方は、ご配慮をお願いします。

学校付近の通学路の一部は、スクールゾーンとして車両の交通規制がされており、平日の午前7時30分から8時30分までは自動車の通行が制限されています。スクールゾーン内に居住している方など、警察署交付の通行許可証があれば一部通行が認められる場合があります。詳しくは、小平警察署交通規制係（☎042（343）0110）へお問い合わせください。

◆安全ボランティアを募集

教育委員会では、児童の登下校時に、見守り活動をするボランティアを募集しています。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ　学務課☎042（346）9570

自転車のヘルメット着用が努力義務に

道路交通法改正により、4月1日から、自転車利用者の全世代にヘルメット着用が努力義務になりました。令和3年の自転車事故による死者のうち、約8割が頭部の損傷が主因で亡くなっています（警視庁統計より）。

大人も子どももヘルメットをかぶって自転車を安全に利用しましょう。

問合せ　交通対策課☎042（346）9827

生産緑地地区の追加事前相談を受け付け

多様な機能を持ち、都市の中の貴重な緑である農地を保全することを目的として、生産緑地地区の追加について、事前相談を受け付けます。所定の要件を満たす農地が対象となります。

平成30年度から要件が緩和されました。詳しくは、小平市ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。

とき　4月5日（水）～5月12日（金）

ところ　都市計画課（市役所4階）

問合せ　都市計画課☎042（346）9554